

北陸先端科学技術大学院大学体育館使用上の注意事項

平成30年12月11日
学 長 裁 定

- 1 北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の体育館は、次の活動に使用することができる。
 - (1) 本学が主催する行事及び本学の教育・研究活動
 - (2) 本学が公認する課外活動団体の課外活動
 - (3) 本学の学生又は職員で構成する団体の活動
 - (4) 本学の学生又は職員の活動
 - (5) その他学長が適当と認めるもの

- 2 体育館を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後9時までとする。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は閉館とする。

- 3 体育館の使用を希望する者は、別紙「体育館の申し込み等フロー」に基づき、以下の担当部署へ体育館使用申込書（別紙様式）により使用を申し出て、許可を得なければならない。また、使用を中止するときには速やかにその旨を申し出ること。
 - (1) 本学学生使用の場合、学生・留学生支援課学生生活係
 - (2) 本学教職員使用の場合、人事労務課労務係
 - (3) 上記以外の使用の場合、総務課総務係※ただし、本学の教育・研究活動及び本学が主催する行事で使用する場合、使用を希望する者がサイボウズより直接予約すること。

- 4 体育館使用者に対して以下の場合にかぎり、体育館の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
 - (1) 使用を許可した後において、本学が主催する行事で使用する必要が生じたとき。
 - (2) 申込書に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 使用者が使用日時など使用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 体育館の整備、補修その他必要があると認めるとき。
 - (5) 災害時避難所として使用するとき。

- 5 体育館使用者は、使用目的に沿って使用し、次の事項を遵守しなければならない。なお、遵守しない場合は、使用中といえども使用許可を取り消すこととする。

- (1) 使用目的以外の使用及び転貸しないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 使用後は、後片付け、整理、整頓、清掃をすること。
- (4) 使用後は、消灯、戸締りをすること。
- (5) ゴミ類は、全て持ち帰ること。
- (6) 火気等（電気式ヒーター含む）の使用をしないこと。
- (7) 館内には、土足で上がらないこと。
- (8) 館内での飲食禁止。なお、水分補給のための飲料水（アルコール類除く）は可とする。
- (9) 使用場所を常に清潔に保つよう注意すること。
- (10) 使用許可書を常に携帯し、使用日時を厳守すること。
- (11) 施設、器具その他館内の備品等を破損、紛失した場合は担当部署へ報告すること。なお、故意又は重大な過失により施設、器具その他館内の備品等を破損、紛失した場合はその損害を賠償すること。
- (12) 使用を取りやめたときは、速やかに担当部署へ連絡すること。
- (13) 貴重品等の保管は十分注意すること。なお、館内及び隣接駐車場における盗難、紛失等の損害について、本学は一切責任を負わない。
- (14) 器具、その他館内の備品等を館外へ持ち出したり、館外から机・椅子等を無断で持ち込んだりしない。また、重量物の持ち込み、設置は禁止する。
- (15) 許可なく館内及び施設に掲示及び張紙等を行わないこと。
- (16) 使用者は、良識をもって使用すること。
- (17) その他担当職員の指示事項を厳守すること。

6 体育館の駐車場は、施錠し、本学の学生及び教職員は原則利用できない。

7 体育館使用者は、学生寄宿舍居住者や近隣住民に迷惑をかけてはならない。